

傍聴人心得

1 次の事項を厳守してください。

- (1) 指定された出入口から出入しなければならない。
- (2) 傍聴席においては、常に静粛にし、会話、発言、拍手等をしてはならない。
- (3) 指定された席をみだりに離れてはならない。
- (4) 帽子、外とう、襟巻等の着用及び傘等を携帯してはならない。
- (5) 傍聴席以外の部屋に立ち入ってはならない。
- (6) いかなる理由があっても協議会の議席に入ってはならない。
- (7) 協議会を妨害するような行為をしてはならない。
- (8) その他協議会の秩序をみだす行為をしてはならない。

2 次の事項に該当した場合は、傍聴することができませんので、御留意ください。

- (1) 兇器その他危険なものを所持している者
- (2) 人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 1～2に該当する方で、会長の指示に従わないときは、退場していただく場合がありますので、御留意ください。